

島根県難聴児補聴器購入助成事業実施要領

1 趣旨

この要領は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

2 定義

この要領において、「補聴器購入費等」とは、新たに補聴器を購入又は別表に定める耐用年数が経過した後に補聴器を更新するために必要な経費をいう。

3 補助金交付先

補助金の交付先は、市町村とする。

4 事業実施主体

事業の実施主体は、市町村とする。

5 対象児

本事業における補聴器購入費の助成を受けることができるのは、次のいずれにも該当する者（以下「対象児」という。）とする。

- (1) 島根県内に住所を有していること。
- (2) いずれかの耳もしくは両耳の聴力レベルが 30dB 以上 70 dB未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし 30 dB未満であっても補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する場合は対象とする。
- (3) 申請年度の前年度の3月31日時点において18歳未満であること。

6 補助額

県の補助額は、補聴器購入費等として市町村が認める額と補助基準額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額と、市町村が助成した額を比較して少ない方の額から、寄付金その他の収入を差し引いた額の2分の1以内とする。

7 補助基準額

補助基準額は、補聴器の種類に応じ別表に定める1台当たりの基準価格とする。

ただし、イヤーマールドを必要とする場合は、基準価格に9,500円以内で必要な額を加算すること。

8 市町村長に対する交付申請

助成金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

第 15 条第 1 項の知事が定める医師が、対象児の聴力検査を実施した上で交付した意見書を添えて、市町村長に交付申請するものとする。

9 申請者に対する交付決定

市町村長は、8 の規定による交付申請の内容を審査し、助成金の交付又は却下を決定する。

10 補聴器の購入

申請者は、9 の規定による交付決定後速やかに、補聴器販売事業者において、補聴器を購入するものとする。

11 助成金の請求及び支払い

助成金の請求及び支払方法は次に定めるとおりとする。

- (1) 10 の規定により補聴器の購入を行った申請者は、領収書を添えて、市町村長に請求するものとする。
- (2) 市町村長は、(1) により請求があったときは、内容を審査の上、助成金を交付するものとする。
- (3) 市町村は、申請者の利便性を考慮し、上記 (1) 及び (2) によらず、申請者に支給すべき額の限度において、申請者に代わり補聴器販売業者に支払うこと(代理受領)ができる。

12 県補助金の交付

知事は、別に定める補助金交付要綱により、予算の範囲内で6に規定する補助額を補助するものとする。

13 関係帳簿の作成

市町村は、補聴器購入費の交付に当たり、難聴児補聴器購入費助成台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 5 月 31 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補聴器の種類	1台当たりの 基準価格	耐用年数	備 考
ポケット型	59,000 円	5 年	<p>イヤーマールドを必要とする場合は、基準価格に 9,500 円以内で必要な額を加算。</p> <p>修理及び電池のみの交換は対象外。</p> <p>補聴援助システムを必要とする場合は、受信機及びワイヤレスマイクの価格の合計が 232,700 円の範囲内でそれぞれ必要な額を加算すること。オーディオシューを必要とする場合は、5,250 円の範囲内で必要な額を加算すること。なお、受信機、ワイヤレスマイク又はオーディオシューのみを必要とする場合は、単独で助成の対象とすることができる。</p> <p>デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は 2,000 円を加算すること。</p>
耳かけ型	71,200 円		
耳あな型（レディメイド）	92,000 円		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900 円		
骨導式ポケット型	74,100 円		
骨導式眼鏡型	126,900 円		
イヤーマールド交換	9,500 円	1 年	新規購入及び更新から 1 年以内の交換は対象外。